

第8章

国際交流・協力の推進

総論

社会や経済の急速な高度化・グローバル化が進む中、権威主義的体制による既存の国際秩序に対する挑戦的姿勢の強化やグローバルサウスと呼ばれる途上国・新興国の存在感の高まりをはじめとして、国際社会及び我が国を取り巻く環境は大きく変化しています。我が国が今後も健全に成長し魅力ある国であるためには、諸外国との交流や協力を一層充実させていくことが重要です。このため、文部科学

省では、留学生交流や研究者交流などの人的交流を推進するとともに、文部科学大臣による国際会議出席や各国・地域の要人等との会談、各国の日本大使館等における情報収集、経済協力開発機構（OECD）や国際連合教育科学文化機関（UNESCO：ユネスコ）等の国際機関への支援等を通じ、各分野において、相手国・地域のニーズ等を踏まえた国際協力の取組を強化しています。

第1節 国際情勢と教育

1 ウクライナへの支援

ウクライナからの避難民への支援について、文部科学省では、「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」や、その下に設置された「ウクライナ避難民の対応に関するタスクフォース」で議論された政府全体の方針に基づき、積極的に取り組んでいます。また、令和6年2月に締結した文部科学省とウクライナ教育科学省との覚書に基づき、同年7月に盛山文部科学大臣（当時）がウクライナの首都キーウを訪問し、第1回教育・科学技術協力合同委員会が開催され、これらの結果を踏まえ「文部科学省 ウクライナ支援パッケージ」を取りまとめました。

就学支援については、自治体、教育委員会や大学等に対して、「ウクライナからの避難民の児童生徒等の教育機会の確保について（通知）」（令和4年4月18日付け文部科学事務次官通知）を発出し、ウクライナからの避難民の子供の積極的な受入れや配慮を求め、教育機会の確保を図っています。公立の義務教育諸学校では日本人児童生徒と同様に無償で受け入れており、自治体に対して、日本語指導補助者等の外部人材の配置等、外国人児童生徒等へのきめ細かな支援を対象とした補助事業等を行っています。

また、補完的保護対象者の認定を受けた方に対しては、半年間の定住支援プログラムの中で日本語教育を提供しているほか、日本語教室等を実施する地方自治体への補助事業による支援や、日本語学習サイト「つながるひろがるにほんごでのくらし」（通称：つなひろ）のウクライナ語版を作成、公開するなど、その機会の確保に努めています。

さらに、ウクライナ避難民への支援に関する一元的な相

談窓口を設置し日常的な相談対応を行うとともに、就学や日本語教育の支援に関するウェブサイトを開設し、学校で使う日本語をウクライナ語で説明した資料やウクライナ語版の就学ガイドブック、日本の大学等によるウクライナの学生への支援策、日本語教育等に関する情報を提供しています。

2 外国人材の受入れ・共生のための施策の充実

近年、日本語指導が必要な児童生徒や国内の日本語学習者は増加傾向にあり、また、在留資格「特定技能」の対象分野拡大等を背景に、今後日本語教育を必要とする外国人の数はさらに増加することが見込まれます。政府は、外国人材を適正に受入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らすことのできる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、平成30年12月に、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を決定（令和6年6月に改訂）しました。さらに、4年6月には、日本の目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を決定しました（6年6月に一部変更）。

文部科学省では、これらの基本方針に基づき、関係省庁との連携の下、日本語教育や、外国人の子供の就学機会の確保、外国人留学生の受入れ等、日本人と外国人の共生社会の実現に向けて必要な取組を推進しています。

第2節 多国間の枠組みにおける取組

1 多国間の枠組みにおける教育改革

コロナ禍やロシアによるウクライナ侵略の影響により、教育は、各国共通の課題として、様々な国際枠組みにおいて議論が積み重ねられてきました。また、グローバルな社会課題や急速なデジタル化の進展に対応するための、新たな教育の在り方も求められています。

(1) G7教育大臣会合

2024（令和6）年はイタリアでは初めてとなるG7教育大臣会合が開催され、各国に共通する教師不足やICTの活用などの課題への対応を議論しました。会合の成果を踏まえ、世界をリードする責任を有するG7の一員として、教育の重要性を確認し、今後の教育の在り方について世界に発信していきます。

(2) G20教育大臣会合

令和6年10月にG20教育大臣会合が議長国ブラジルのフォルタレザで開催されました。同会合では、①学校と地域の連携、②教師の能力向上、③ESDに関するデジタル教材の共有についての方策について、各国より共有し、G20首脳会合に向けたサマリーにまとめました。

(3) 日中韓教育大臣会合

令和6年6月に第4回日中韓教育大臣会合が韓国のソウルで開催されました。盛山正仁文部科学大臣（当時）のほか、李周浩（イ ジュホ）韓国社会副総理兼教育部長官、懷進鵬（ハイ ジンポン）中国教育部部長が出席し、3か国間の今後の教育協力の方向性について合意し、会合の成果文書として共同声明を採択しました。同声明では、DX時代における教育協力、青少年交流の強化、キャンパス・アジアの更なる発展等について協力していくこととしています。

(4) ASEAN+3教育大臣会合

東南アジア10か国から成る共同体である東南アジア諸国連合（ASEAN）に対して、文部科学省は教育、文化、スポーツの分野で日ASEAN及びASEAN+3（日本・中国・韓国）等の枠組みを通じた協力関係の強化に努めています。例えば、域内の人材育成・交流の促進、知見の共有を図るため、ASEAN+3教育大臣会合が隔年で開催されています。

2 その他の枠組みにおける取組

(1) 経済協力開発機構（OECD）

我が国をはじめ38か国が加盟するOECDでは、様々な分野における政策調整・協力、意見交換や調査研究などを行っています。教育分野では、各国における教育改革推進や施策の充実に寄与することを目的として、教育統計や指標の開発と分析が行われています。我が国は「生徒の学習到達度調査」（PISA）、「国際成人力調査」（PIAAC）、「国際教員指導環境調査」（TALIS）などの事業に参加しており、令和6年度には、PIAAC第2回調査結果が公表されました。

また、文部科学省はOECDが行う、時代の変化に対応した新たな教育モデルの開発を目指す「Education 2030」事業を支援しています。令和6年10月には東北大学において第6回グローバル・フォーラムが開催され、新たな時代の教師に求められる資質・能力を整理する「ティーチング・コンパス」策定に向けた議論が行われました。同時に、第23回OECD/Japanセミナーが「ティーチング・コンパス～新たな時代における教師の在り方～」をテーマに開催され、OECDのシュライヒャー教育・スキル局長による講演のほか、国内外の専門家や教員、生徒も参加した活発な意見交換が行われました。

(2) 東南アジア教育大臣機構（SEAMEO）

文部科学省では、ASEAN諸国及び東ティモールの11か国等から成る東南アジア教育大臣機構（SEAMEO）に対して、同機構が設置するセンターが実施する職員研修等に講師として専門家を派遣するなどの連携強化を図っています。

また、東南アジア教育大臣機構・高等教育開発センター（SEAMEO-RIHED）が実施する学生交流プログラム（AIMS：Asian International Mobility for Students Programme）に日本の11大学を含む東南アジア・日韓の延べ90大学が参加し、学生交流が行われています。

さらに、SEAMEO加盟国内における「持続可能な開発のための教育（ESD）」を促進するため、ESDに関する顕著な取組を行っている東南アジアの小・中・高等学校を表彰する「SEAMEO-Japan ESD Award」を実施しています。平成24年度から令和6年度までに、東南アジアの10か国、累計で1,634校の応募がありました。

(3) アジア・太平洋経済協力（APEC）

アジア・太平洋経済協力（APEC）は、アジア太平洋地域の21か国・地域（エコノミー）が参加する経済協力の

枠組みです。教育分野における取組の一つとして、我が国はタイとの共同事業であるデジタル社会における情報教育のカリキュラムに関する調査研究を行い、令和6年度には、その成果を活かしたAIやデータサイエンスに関するワークショップを行いました。

(4) 国際連合大学（国連大学）

国連大学は、人類の存続、発展及び福祉に係る地球規模課題についての研究、研修及び知識の普及を目的とした国連のシンクタンクとして1975（昭和50）年に活動を開始した、我が国に本部を置く唯一の国連機関です。文部科学

省では、東京都渋谷区にある国連大学本部施設の無償供用及び資金の拠出等を通じてその活動を支援しています。

本部施設には世界に13ある国連大学の研究所の一つである「国連大学サステナビリティ高等研究所（UNU-IAS）」が設置されており、地球規模課題の解決やSDGsの達成に向けた研究・教育活動を行っています。文部科学省では、世界各国からの学生が在籍しているUNU-IAS大学院プログラムや、UNU-IASが中核となって日本の大学のSDGsの取組強化等を図るために連携・対話する「SDG大学連携プラットフォーム（SDG-UP）」の活動等に対して財政支援を行っています。

第3節 二国間の教育協力

1 米国との人的交流

日米フルブライト交流計画は、昭和27年に開始され、現在は、54年の日米教育交流協定に基づき設置された日米二国間の国際機関である日米教育委員会により、フルブライト奨学金事業を根幹とする日米両国民のための修学、研究、教授その他の教育活動が実施されています。文部科学省では、毎年度予算の拠出及び同委員会の米国との共同議長等の支援を外務省と連携しつつ行っています。

本交流計画の開始からこれまでに、約1万人の学生・研究者等の交流が行われており、「フルブライター」と呼ばれる同窓生は、ノーベル賞受賞者を含め、政治・経済・教育・科学・学術・行政等の幅広い分野で活躍し、成熟した信頼ある日米関係の構築に貢献しています。令和6年

（2024年選考から）、令和6年（2024年）選考から、奨学金の対象となる学術分野をSTEM領域にも広げており、本交流計画を通じた日米交流の更なる推進が期待されます。

2 二国間での政策対話

令和5年5月に永岡文部科学大臣（当時）とプリンケン国務長官（当時）との間で取り交わされた「日米教育における協力覚書」に基づき、同年10月に開催された第1回政策対話に引き続き、6年10月に第2回政策対話を開催し、学生や教職員交流、産学連携をテーマに、日米における近年の政策・取組の紹介及び意見交換を実施し、共同声明を取りまとめました。次回の政策対話は7年度に開催を予定しています。

第4節 国際教育協力・国際共同の推進

1 日本型教育の海外展開

知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、5年一貫の専門的・実践的な技術者教育を特徴とする高等専門学校制度など、我が国の教育制度に対し、諸外国から関心が寄せられています。

こうした状況を踏まえ文部科学省では、外務省や経済産業省、国際協力機構（JICA）、日本貿易振興機構（JETRO）、地方公共団体、民間教育産業等との連携・協力の下、日本型教育の海外展開（EDU-Port ニッポン）を推進する事業を平成28年度から実施しています。令和6年度は、「EDU-Port ニッポン応援プロジェクト」として、日本型教育の海外展開を実際に遂行する事業を9件採択しました。また、「グローバルサウス諸国への教育システムの海外展開と国内還元に関する調査研究」として、アフリカ・中東・アジア諸国との連携による新たな教師教育国際協働

モデルの構築を目指す事業を1件採択しました。

令和7年度は、民間機関等による日本型教育の海外展開を引き続き推進するとともに、対象国・地域の教育課題の解決に資する日本の特色ある取組を対象に調査研究を実施します。

2 公的日系国際大学

我が国は、首脳レベルの合意を踏まえた二国間協定に基づき、主に相手国における高等教育の質の向上等を目的として、当該国による大学の設置に協力しています。当該大学の設置にあたっては、将来的な自立運営を目指しつつ、主に、JICAを通じて無償資金協力や円借款、技術協力が行われています。文部科学省としては、各種事業を通じた当該大学の研究者・留学生の日本への受入れ等の支援や、日本の大学教員の当該大学への派遣に関する国内大学への

支援要請等を行っています。

解と友好親善を深めました。

3 初等中等教職員国際交流事業

文部科学省では、平成28年のG7倉敷教育大臣会合で国際協働及び教員交流の重要性が確認されたこと踏まえ、29年度より「新時代の教育のための国際協働プログラム」を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3、4年度はオンライン形式中心の交流が続いていましたが、5年度には全てのプログラムで対面交流が再開されました。6年度は、中国、韓国、タイ、インド及び我が国から合計約160名の教職員が本事業に参加し、教育制度や教育事情、生活、文化等について、幅広い相互理

4 現職教員特別参加制度

現職教員の国際協力への参加促進を目的として平成13年度に創設されたJICA海外協力隊「現職教員特別参加制度」は、創設以来、約1,600名の現職教員が世界各地の開発途上国等で活躍してきました。

実践的な能力や経験を身に付けた日本の現職教員は、国際教育協力の貴重な人材です。また、途上国での活動により、教員の問題対処能力や指導力などの一層の向上や、帰国後、自身の貴重な経験を日本の教育現場に還元することなども期待されます。

第5節 ユネスコへの参加・協力

国際連合教育科学文化機関（UNESCO：ユネスコ）は、教育・科学^{*1}・文化の分野における国際協力の促進を通じて、世界の平和に貢献することを目的とする国際連合の専門機関であり（令和7年3月現在、194か国・地域が加盟）、日本が戦後最初に加盟した国連機関です。通常2年に1回開催されるユネスコ総会が、活動方針の決定や、事業・予算の承認、事務局長の任命等を行う最高意思決定機関となっており、次回の第43回ユネスコ総会（サマルカンド、ウズベキスタン）では、第12代事務局長の任命が行われます。

ユネスコは、2030年を達成目標とする持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のうち、教育、科学技術、文化等に関する計九つの目標において重要な役割を果たすことを表明し、教育、自然科学、人文・社会科学、文化、コミュニケーション・情報並びに海洋に関する国際的議論を主導しています。「戦争は人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」というユネスコ憲章の精神は、平和を求める日本にとっての希望であり、我が国は国内外において着実にユネスコ活動を広げてきました。

1 教育における取組

（1）国際的な枠組み

SDGsにおける教育に関する目標（SDG4）については、平成27年11月に、その実現のためのガイドラインとなる「教育2030行動枠組み」が、ユネスコ、加盟国政府、NGO等によるハイレベル会合にて採択されました。これ

に基づき、ユネスコを主導機関としてSDG4及びSDGsの他の教育に関連した目標を実現するための国際的な取組が実施されています。

令和6年9月には「第6回アジア太平洋教育2030会合（APMED6）」が、ユネスコバンコク事務所主催、ユネスコへの文部科学省信託基金の支援により、タイ・バンコクにて開催され、アジア太平洋地域から約150名が参加しました。我が国からは、SDG4実現に向け、ユースと政府が協働した次世代ユネスコ国内委員会^{*2}の活動事例等の紹介を行い、先進的な取組として注目を受けました。また、6年10月31日から11月1日には、ユネスコ及びブラジル政府の主催により、「ユネスコ・グローバル教育会合」が、ブラジル・フォルタレザにおいて、50名以上の閣僚級を含む約650名の参加を得て、開催されました。文部科学省からは、あべ俊子文部科学大臣が出席し、科学技術イノベーションやデジタル革新の教育を推進していることや、そのための人材育成の方法について、我が国の政策・取組を紹介しながら世界の参加国（米国、中国、ペルー等）と議論を行いました。

SDG4の中でも特に重要であるのが、我が国の提案から始まった「持続可能な開発のための教育（ESD）」の取組です。ESDは、「持続可能な社会の創り手を育むため、現代社会における地球規模の課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育」と定義されており、SDG4を含む全てのSDGs達成への鍵であることが国連決議で確認されています。

*1 科学は自然科学、人文・社会科学を意味し、人文・社会科学にはスポーツも含まれる。

*2 国内ユネスコ活動に関する若者世代のネットワークを強化し、未来を担う若者からの声を我が国のユネスコ活動に反映するとともに、国際会議等における日本の若者からの発信力を強化するため、日本ユネスコ国内委員会運営小委員会の下に令和5年4月に設置されたもの。

現在は、2030年までのESDの新たな国際的実施枠組みである「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて（ESD for 2030）」の下、様々なステークホルダーで構築される包括的ネットワークの構築や、優先行動五分野^{*3}のパートナーネットワークを越えた横断的活動・協力の強化が行われています。令和6年7月には、「教育の未来を変革するESD for 2030アジア太平洋地域会合」が、ユネスコへの文部科学省信託基金等の支援により、ユネスコバンコク事務所、ジャカルタ事務所、国連「持続可能な開発ソリューションネットワーク」（UNSDSN）、マレーシア教育省の主催で、マレーシア・クアラルンプールにて開催されました。対面及びオンライン合わせて約940名が参加し、日本人専門家もパネリスト等として貢献しました。

また、ESDの重要性は、「平和、人権、国際理解、協力、基本的自由、グローバル・シチズンシップ及び持続可能な開発のための教育に関する勧告」（令和5年11月採択）においても強調されています。同勧告の採択を受け、我が国では、ユネスコ憲章第4条4の規定に基づき、6年11月19日に同勧告に関する報告書が国会へ提出されました。同報告書に添付した勧告の仮訳文を日本ユネスコ国内委員会のホームページに掲載したほか、勧告の概要について、各都道府県教育委員会及び各大学を含む関係機関へ広く周知しました。また、ユネスコは本勧告をわかりやすく解説した対象者別ガイドを作成することとしており、本取組は文部科学省信託基金にて支援することとしています。

（2）文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会による取組

文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、国内外においてESDの普及・深化に向けた様々な施策を実施しています。

例えば、令和5年6月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」において、総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」を掲げ、また、今後の教育政策に関する五つの基本的な方針等においてもESDを推進すると示しています。

また、学校教育の分野では、小学校、中学校、及び高等学校の学習指導要領前文及び総則において、これからの学校に求められることとして、前文及び総則に「持続可能な社会の創り手」の育成を掲げています。また、日本独自の取組として、ユネスコスクール^{*4}をESDの推進拠点と位置づけ、世界的な学校間ネットワークを生かした交流・協働学習、好事例の共有、教員の知見共有などの推進を通じ

て、教育の質の向上に取り組んでおり、カリキュラム・マネジメントや社会に開かれた教育課程に関する多くの優良事例が生まれています。

具体的な活動としては、全国のユネスコスクール関係者が一堂に会し、好事例の共有や交流を行うユネスコスクール全国大会を年1回開催しています。令和6年度は、第16回大会を、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいてオンライン配信を併用した形式で開催しました。当日は、全国から300名を超える教職員やユネスコ活動関係者等の参加がありました。これらの取組については、日本ユネスコ国内委員会ウェブサイト及びユネスコスクールウェブサイト等に掲載するなど幅広く情報発信を行っています。

令和元年度からは、「SDGs達成の担い手育成（ESD）推進事業」を実施し、国内の教育現場等におけるSDGsの実現の担い手を育むためのカリキュラム開発、教員の能力向上、多様なステークホルダーとの協働による人材育成等に取り組む大学、教育委員会、及びNGO等を支援しています。このほか、文部科学省と環境省の協力により、持続可能な地域づくりと人づくりの官民協働プラットフォームである「ESD推進ネットワーク」が形成され、その拠点として、全国の「ESD活動支援センター」及び「地域ESD拠点」が多様な活動を展開しています。

また、ユネスコを通じた世界的なESD推進の取組として、日本政府の支援によりユネスコが実施する「ユネスコ/日本ESD賞」があります。この賞は、世界中のESDの実践者にとってより良い取組に挑戦する動機付けと、優れた取組を世界中に広めることを目的に実施されるもので、平成27年から令和元年までは毎年、2年以降は隔年で、世界中から推薦された案件から毎回3件が選ばれています。

2 科学における取組

科学分野では、政府間海洋学委員会（IOC：Intergovernmental Oceanographic Commission）や政府間水文学計画（IHP：Intergovernmental Hydrological Programme）及び人間と生物圏（MAB：Man and the Biosphere）計画、ユネスコ世界ジオパークをはじめとする持続可能な開発のための国際科学プログラム、学術研究支援などのユネスコの諸活動に積極的に参加・協力しています。

IOCの分野では、国際協力により地球規模での海洋学

*3 ①政策的支援、②機関包括型アプローチ、③教育者、④ユース、⑤地域コミュニティの5分野

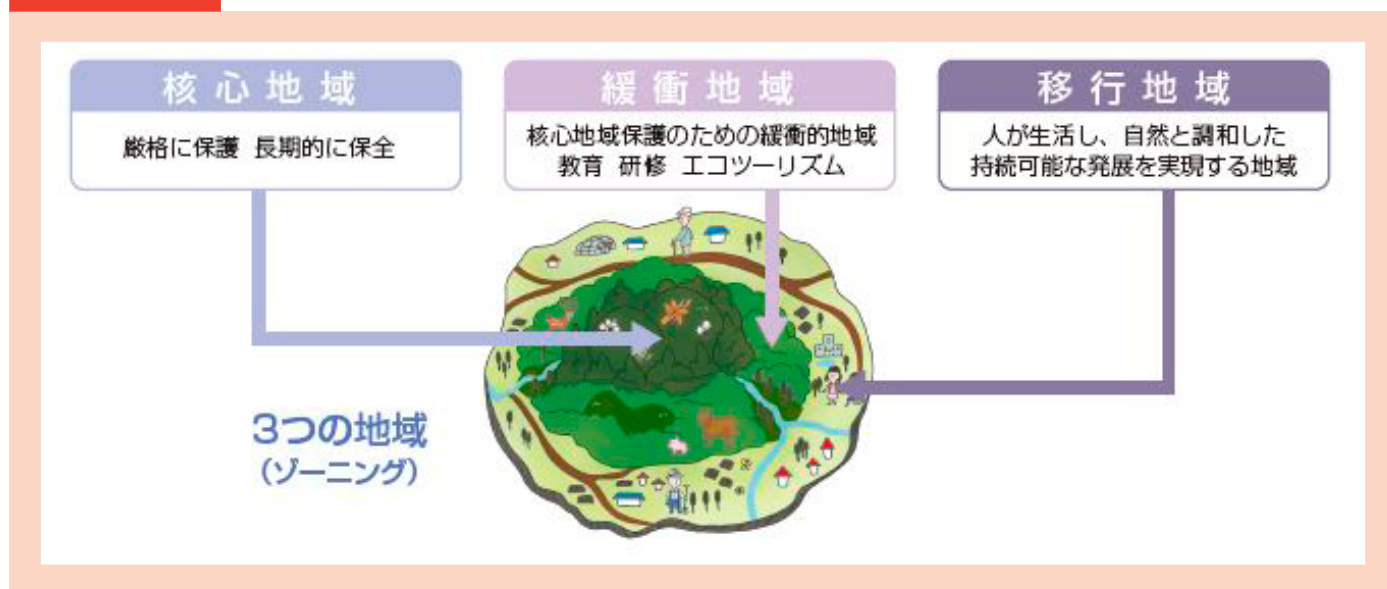
*4 ユネスコスクール（UNESCO Associated schools network：ASPnet）とは、ユネスコの理念や目的を学校のあらゆる面に位置づけ、児童生徒の「心の中に平和のとりでを築く」ことを目指す世界的な学校間ネットワークである。世界180か国で約1万校、日本国内にはその約1割にあたる約1,000校がユネスコ本部の認定を受け、ユネスコスクールネットワークに加盟している。

に関する知識、理解増進のための科学的調査の推進を図ることを目的とし、海洋観測・調査、海洋データの収集管理及び交換、津波早期警戒システムの構築、教育訓練、地域協力等を行っています。IOCが提案主体となって国連で採択された「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年（2021-2030）」が令和3年から開始されています。また、5年6月から、道田豊東京大学大気海洋研究所特任教授・総長特使（国連海洋科学の10年担当）がIOC議長を務めています。IHPの分野では、国際協力により水資源の合理的管理のために科学的基礎を提供することを目的に、世界的観測網によるデータ収集、世界の水収支の解明、人間活動が水資源に与える影響の解明等に関する科学的及び教育的事業を行っています。現在はIHP第9期戦略計画

（2022-2029）に基づき、持続可能な社会の構築に向けた取組を推進しています。

MAB計画の分野では、本事業の枠組みに基づいて国際的に認定された地域である「ユネスコエコパーク」*5を推進しています。ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的とする取組で、令和7年3月現在で、我が国では計10か所（図表2-8-1）、（図表2-8-2）が登録されています。また、国際ユネスコエコパークの更なる推進を期待し、第41回ユネスコ総会で決定された「国際生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の日」（11月3日）には、これを記念して、国内のユネスコエコパークにて各種イベントが実施されました。

図表2-8-1 ユネスコエコパークの3つの地域（ゾーニング）



*5 平成22年1月、日本ユネスコ国内委員会では、生物圏保存地域（BR：Biosphere Reserves）により親しみをもってもらうために、日本国内ではBRをユネスコエコパークと呼ぶことを決定した。

図表2-8-2 国内のユネスコエコパーク



ユネスコ世界ジオパークは、国際的に価値のある地質遺産を保護し、そうした地質遺産がもたらした自然環境や地域の文化への理解を深め、科学研究や教育、地域振興等に活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とした事業であり、令和7年3

月現在で、我が国では10か所（図表2-8-3）が登録されています。いずれも、自然と人間との関わりの理解を促進する活動の場であり、地域レベルでのSDGs達成を体現する取組としても注目されています。

図表2-8-3 国内のユネスコ世界ジオパーク



3 文化及び情報コミュニケーションにおける取組

文化分野について、ユネスコは、世界遺産や無形文化遺産などの条約に基づいた文化遺産の保護を進めているほか、ユネスコ創造都市ネットワーク事業も実施しています*⁶。

ユネスコ創造都市ネットワーク事業は、創造性（creativity）を核とした都市間の国際的な連携によって、地域の創造産業の発展を図り、都市の持続可能な開発を目指すユネスコの事業で、2004（平成16）年に創設されました。我が国における加盟都市は計11都市*⁷（世界の加盟都市は350都市）（令和5年11月現在）で、8分野（文学、映画、音楽、クラフト&フォークアート、デザイン、メディアアート、食文化、建築）のいずれかに分類されます。

令和6年10月には、新たな加盟申請の公募がユネスコより開始されました。それを受け、日本ユネスコ国内委員会にて国内公募及び審査を行い、福井県越前市（クラフト

&フォークアート分野）及び香川県高松市（音楽分野）の2都市がユネスコへ加盟申請することとなりました。7年5月中旬以降に、ユネスコから加盟認定が公表される予定です。

情報・コミュニケーション分野について、ユネスコは、世界的に重要な記録物への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的とした、ユネスコ「世界の記憶」事業を1992（平成4）年より実施しています。本事業を代表するものとして、人類史において特に重要な記録物を登録する制度があり、最近では、7年4月のユネスコ執行委員会において、2024-2025登録サイクルに申請された案件の登録可否が決定され、我が国から申請していた「増上寺が所蔵する三種の仏教聖典叢書（申請者：浄土宗、大本山増上寺）」が新たに国際登録案件に加わりました。これを含め、我が国に関連する案件は、共同申請も含め国際登録が9件、アジア太平洋地域登録が1件あります（令和7年4月現在）。

*6 世界遺産及び無形文化遺産については参照：第2部第7章第2節 6

*7 静岡県浜松市（音楽）、石川県金沢市及び兵庫県丹波篠山市（クラフト&フォークアート）、北海道旭川市、愛知県名古屋市及び兵庫県神戸市（デザイン）、北海道札幌市（メディアアート）、山形県鶴岡市及び大分県臼杵市（食文化）、山形県山形市（映画）、岡山県岡山市（文学）